

## 17-1 介護医療院（ユニット型以外）

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

申請者要件	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者		
人員基準 (第4条) (第26条)	区分	職種・資格	員数
	従業者 (第4条)	・ 医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I型療養床の入所者の数を48で除した数に、II型療養床の入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上（常勤換算方法）</li> <li>・ その数が3に満たない場合は3とし、1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。</li> <li>・ II型療養床のみ有する介護医療院で、宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を100で除した数以上（1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）</li> </ul> <p>[医療機関併設型介護医療院]（病院又は診療所に併設の介護医療院）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I型入所者の数を48で除した数に、II型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上（常勤換算方法）</li> <li>・ 複数の医師が勤務する場合は、勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えない。ただし、このうち1名は施設療養全体の管理に責任を持つこと。</li> </ul>
		・ 薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I型入所者の数を150で除した数に、II型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上（常勤換算方法）</li> </ul>
		・ 看護師又は 准看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の数を6で除した数以上（常勤換算方法）</li> </ul>
・ 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上（常勤換算方法）</li> </ul> <p>[併設型小規模介護医療院] （医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19名以下のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該介護医療院の入所者の数を6で除した数以上（常勤換算方法）</li> </ul>		

			勤換算方法)	
		・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・実情に応じた適当数	
		・栄養士又は管理栄養士	・入所定員100人以上の場合、常勤職員1名以上併設の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることで栄養指導等の業務に支障がない場合は兼務可	
		・介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準</li> <li>・常勤専従1名以上</li> <li>・増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることも可</li> </ul> 入所者の処遇に支障がない場合は当該介護医療院の他の職務に従事可。ただし非常勤の介護支援専門員を除き居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は不可  [併設型小規模介護医療院] ・サービス提供が適切に行われると認められる場合は、実情に応じた適当数で可	
		・診療放射線技師	・実情に応じた適当数 併設施設との兼務により適正なサービスを提供できる場合は配置しないことも可	
		・調理員、事務員その他の従業者	・実情に応じた適当数 併設施設との兼務や業務委託により適正なサービスを提供できる場合は配置しないことも可	
		[併設型小規模介護医療院] ・併設される病院又は診療所の医師、薬剤師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの従業者を配置しないことも可		
	管理者 (第26条)	・常勤専従1名以上(原則、医師) 管理業務に支障がない場合「当該介護医療院の従業者の職務、又は他事業所・施設等の管理者又は従業者の職務、又はサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である地域密着型特定施設、サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者の職務」に従事可。		
施設基準 設備基準 (第5条) (第6条)	・療養室	・定員4人以下 ・1人当たり床面積8㎡以上(洗面所及び収納設備を含む) ※1 ・地階は不可		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一以上の出入口は、避難口としても有効な空地、廊下等に直面して設けること</li> <li>・プライバシーの確保に配慮した療養床</li> <li>・入所者の身の回り品を保管する設備</li> <li>・ナース・コール</li> </ul>
・診察室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が診察を行う施設、臨床検査施設、調剤を行う施設</li> <li>・医師が診察を行う施設は医師が診療を行うのに適切なもの</li> <li>・臨床検査施設は、病院又は診療所に設置される臨床検査施設の基準をみたすもの(臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用)。検体検査の業務を委託する場合は、検体検査に係る設備を設けなくても可</li> <li>・調剤を行う施設は、病院又は診療所に設置される調剤所の基準をみたすもの ※2</li> </ul>
・処置室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が処置を行うのに適切なもの</li> <li>・診療の用に供するエックス線装置 ※2</li> </ul>
・機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40㎡以上</li> <li>併設型小規模介護医療院にあっては、十分な広さ</li> <li>・必要な器械、器具</li> </ul>
・談話室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者同士や家族が談話を楽しめる広さ</li> </ul>
・食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1㎡×入所定員」以上</li> </ul>
・浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの</li> <li>・一般浴槽と入浴に介助を要する者の入浴に適した特別浴槽</li> </ul>
・レクリエーションルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な広さと必要な設備</li> </ul>
・洗面所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の不自由な者が利用するのに適したもの</li> </ul>
・便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の不自由な者が使用するのに適したもの</li> </ul>
・サービスステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室のある階ごとに療養室に近接して設置</li> </ul>
・調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒、保管、防虫、防鼠の設備</li> </ul>
・洗濯室又は洗濯場	
・汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設と区別された一定のスペース</li> </ul>
・介護材料室	(介護医療院基準条例第4条)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他基本的事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火建築物 入所者の療養生活に充てられる施設を2階以上の階に設けていない場合等は準耐火建築物でも可 ※3</li> <li>・療養室等が2階以上にある場合、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設置 ※4</li> <li>・療養室等が3階以上にある場合、非難階段を2箇所以上設置（構造上の要件を備えた屋内の直通階段を含む）</li> <li>・診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、病院又は診療所が求められる危害防止上必要な方法を講ずる</li> <li>・階段の傾斜は緩やかにし原則として両側に手すりを設置</li> <li>・廊下の構造 ※5 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅1.8m以上（中廊下の幅2.7m以上）</li> <li>・原則として両側に手すりを設置</li> <li>・常夜灯を設置</li> </ul> </li> <li>・車いす、ギャッチベッド、ストレッチャー等</li> <li>・家庭的な雰囲気確保をよう創意工夫</li> <li>・車いす等の移動に支障のないよう段差解消に努めること</li> <li>・消火設備その他非常災害に際して必要な設備</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者処遇に支障がない場合を除き専用施設とする</li> <li>・療養室、診察室（医師が診察を行う施設）、処置室（エックス線装置を含む）は併設施設との共用不可</li> <li>・病院又は診療所に併設の場合は、診察室（医師が診察を行う施設）、処置室、エックス線装置の共用可</li> <li>・療養室、診察室、処置室以外の施設の共用は、介護医療院と併設施設双方の基準を満たし、両施設の入所者処遇に支障がない場合に限り可</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上のほか、建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等も考慮し、保健衛生及び防災に万全を期すこと</li> <li>・健全な療養生活の維持のため、ばい煙、騒音、振動等を極力排除し、交通、水利の便等を十分考慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルームを1つのオープンスペースとすることは、全体の面積が各施設の基準面積を合計したものの以上あれば可</li> <li>・談話室とレクリエーション・ルームの兼用、洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一区画にあることは可</li> <li>・焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽は、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設置すること</li> <li>・床面積を定めない施設は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保すること</li> <li>・家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、設置することが望ましい</li> </ul>

※1 ・療養病床等を有する病院（医療法第7条第2項に規定する精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床又は一般病床を有する病院）又は病床を有する診療所（療養病床又は一般病床を有する診療所）の開設者が、当該病院の療養病床等を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設する場合の療養室の床面積は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、6.4㎡以上とする。

- ・平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等の転換を行って開設した介護老人保健施設（介護療養型老人保健施設）であって、令和6年3月31日までの間に、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止し、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設した場合における当該介護医療院の療養室の面積は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、6.4㎡以上とする。
- ※2 ・介護療養型老人保健施設が令和6年3月31日までに当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止し、介護医療院を開設した場合には、調剤を行う施設については、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合、臨床検査施設またはエックス線装置については、近隣の医療機関等との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、それぞれ置かないことができる。
- ※3 ・療養病床等を令和6年3月31日までの間に転換する介護医療院の建物の耐火構造については、建築基準法の基準による。（介護療養型老人保健施設から転換した場合も同様）
- ※4 ・療養病床等を令和6年3月31日までの間に転換する介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよい。（介護療養型老人保健施設から転換した場合も同様）
- ※5 ・療養病床等を令和6年3月31日までの間に転換する介護医療院の廊下の幅は1.2㎡以上、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は1.6㎡以上であること。（介護療養型老人保健施設から転換した場合も同様）

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要介護認定の申請に係る援助</li> <li>・入退所</li> <li>・サービスの提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・介護医療院サービスの取扱方針</li> <li>・施設サービス計画の作成</li> <li>・診療の方針</li> <li>・必要な医療の提供が困難な場合等の措置等</li> <li>・機能訓練</li> <li>・栄養管理</li> <li>・口腔衛生の管理</li> <li>・看護及び医学的管理の下における介護</li> <li>・食事の提供</li> <li>・相談及び援助</li> <li>・その他のサービスの提供</li> <li>・入所者に関する市町村への通知</li> <li>・管理者による管理</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・計画担当介護支援専門員の責務</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・業務継続計画の策定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7条</li> <li>第8条</li> <li>第9条</li> <li>第10条</li> <li>第11条</li> <li>第12条</li> <li>第13条</li> <li>第14条</li> <li>第15条</li> <li>第16条</li> <li>第17条</li> <li>第18条</li> <li>第19条</li> <li>第20条</li> <li>第20条の2</li> <li>第20条の3</li> <li>第21条</li> <li>第22条</li> <li>第23条</li> <li>第24条</li> <li>第25条</li> <li>第26条</li> <li>第27条</li> <li>第28条</li> <li>第29条</li> <li>第30条</li> <li>第30条の2</li> </ul>
------	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員の遵守</li> <li>・ 非常災害対策</li> <li>・ 衛生管理等</li> <li>・ 協力医療機関等（※）</li> <li>・ 掲示（※）</li> <li>・ 秘密保持等</li> <li>・ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</li> <li>・ 苦情処理</li> <li>・ 地域との連携等</li> <li>・ 事故発生の防止及び発生時の対応</li> <li>・ 虐待の防止</li> <li>・ 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※）</li> <li>・ 会計の区分</li> <li>・ 記録の整備</li> <li>・ 広告制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 1 条</li> <li>第 3 2 条</li> <li>第 3 3 条</li> <li>第 3 4 条</li> <li>第 3 5 条</li> <li>第 3 6 条</li> <li>第 3 7 条</li> <li>第 3 8 条</li> <li>第 3 9 条</li> <li>第 4 0 条</li> <li>第 4 0 条の 2</li> <li>第 4 0 条の 3</li> <li>第 4 1 条</li> <li>第 4 2 条</li> <li>法第 1 1 2 条</li> </ul>
--	--

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、協力医療機関との連携、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は努力義務